

西小倉地域小中一貫校整備検討委員会設置要項

(目的及び設置)

第1条 (仮称)西小倉地域小中一貫校を整備するにあたり、小中一貫校の学校施設整備等に関する事項に加え、小中一貫校を核とした地域のまちづくりを見据えた跡地活用等に関する事項の検討を行うため、西小倉地域小中一貫校整備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 小中一貫校の学校施設整備等に関する事項
- (2) 地域のまちづくりを見据えた跡地活用等に関する事項
- (3) その他委員会において必要と認める事項

(組織)

第3条 委員は、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けたときは、これを補充しなければならない。なお、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(部会)

第7条 委員会は、次に掲げる部会を設置する。

- (1) 学校部会(小中一貫校の学校施設整備等に関することを協議)
- (2) 地域部会(地域のまちづくりを見据えた跡地活用等に関することを協議)
- 2 部会の構成員は、委員長が委員の中から指名する。
- 3 部会に部会長、副部会長を置く。部会長は委員長が、副部会長は部会長が指名する。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会や部会への出席を求め、その説明もしくは意見を聴き、又は、必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。なお、部会の庶務については、学校部会は教育部教育総務課、地域部会は政策経営部経営戦略課が行う。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

- 1 この要項は、令和4年1月26日から施行する。
- 2 最初の委員会の招集は、第6条の規定にかかわらず、市長が行う。
- 3 この要項の施行後最初の部会の招集は、委員長が行う。

別表

西小倉地域小中一貫校整備検討委員会 委員構成
有識者
西小倉地区コミュニティ推進協議会
西小倉自治連合会
体育振興会（小学校区ごと）
宇治市小中一貫教育推進協議会
学校評議員（学校運営協議会委員）（小・中学校ごと）
校長（小・中学校ごと）
P T A（小・中学校ごと）
まちづくりに関する有識者